

# 東員町農業生産者支援対策事業実施要綱

令和4年4月28日  
告示第52号

## (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により全国で米の消費量が減少した結果、大きな影響を受けている本町の農業生産者を支援するため、東員町産精米コシヒカリ（以下「米」という。）を町民に配布して消費を促すことを目的とする。

## (対象者)

第2条 配布の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の要件を全て満たす個人とする。

(1) 平成16年4月2日から令和5年4月1日までに出生した者

(2) 令和4年8月1日時点で町に住所を有する者

2 前項第2号の規定は、令和4年8月2日から令和5年4月1日までに出生した者について適用する場合において、「出生日時点で町に住所を有する者」と読み替えるものとする。

## (配布数量)

第3条 米の配布数量は、対象者1人につき10kgとする。

## (配布方法)

第4条 対象者への米の配布は、町長が別に契約する配送事業者又は町長が行うものとする。

## (対象者の費用負担)

第5条 対象者は、配布にかかる一切の費用を負わないものとする。

## (受領の辞退)

第6条 対象者は、受領を辞退する場合は、その旨を町長に届け出るものとする。

## (配布の不能)

第7条 町長は、天候不順その他自然災害の発生等により、米の配布が困難な場合は、配布を行わないことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、農業生産者の支援に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年6月30日限り、その効力を失う。